



島根県報

平成27年4月17日（金）

第2,691号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託の解除	（青少年家庭課）	2
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託	（　　　　　）	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出	（障がい福祉課）	2
農業振興地域の指定の一部改正	（農業経営課）	3
保安林予定森林（3件）	（森林整備課）	3
解除予定保安林	（　　　　　）	4
都市計画事業変更の認可	（下水道推進課）	4
島根県収入証紙の売りさばき人の指定	（審査指導課）	5

【公 告】

平成27年度毒物劇物取扱者試験の実施	（薬事衛生課）	5
公共測量の終了（2件）	（技術管理課）	7

【正 誤】

平成27年4月3日付け島根県報第2,687号中	（森林整備課）	7
-------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第311号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
プライム有限会社	通所介護	さくらデイサービスぶ	出雲市矢尾町273番地	平成27年4月13日
	介護予防通所介護	らいむ		
株式会社 ライフサポート	通所介護	イブニングステイ ゆ	出雲市荒茅町3501番地	平成27年4月15日
	介護予防通所介護	うらいふ		

島根県告示第312号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、東京都千代田区麹町1-6-2社会福祉法人日本保育協会に委託していた保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務については、平成27年3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により告示する。

平成27年4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第313号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務を平成27年4月1日から東京都千代田区麹町1-6-2社会福祉法人日本保育協会に委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成27年4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第314号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24第2号の規定により告示する。

平成27年4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社アリスト	エクシヴ 益田乙吉事業所	益田市乙吉町イ89-10	平成27年3月31日

島根県告示第315号

農業振興地域の指定（平成25年島根県告示第292号）の一部を次のように改正する。

平成27年 4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「第11、第12、第14、第15」を「第11～第15」に、「第135～第188」を「第135～第141、第144～第188」に改め、「第195」の次に「第359」を加え、「第12～第14、第142、第143」を「第12、第14」に、「第359」を「第360」に改める。

島根県告示第316号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町江尾565－2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

江津市桜江町江尾565－2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第317号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町江尾568－4から568－6まで、568－8

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第318号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町湯抱575（次の図に示す部分に限る。）、577

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第319号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

安来市伯太町上小竹1172-3

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年 4 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画下水道事業

出雲市公共下水道

3 事業施行期間

昭和56年 3 月31日から平成34年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和56年島根県告示第331号、昭和57年島根県告示第676号、昭和58年島根県告示第754号、昭和59年島根県告示第748号、昭和61年島根県告示第868号、昭和62年島根県告示第461号、昭和62年島根県告示第1097号、昭和63年島根県告示第652号、平成2年島根県告示第377号、平成2年島根県告示第463号、平成2年島根県告示第853号、平成3年島根県告示第367号、平成3年島根県告示第529号、平成3年島根県告示第1035号、平成4年島根県告示第614号、平成5年島根県告示第363号、平成6年島根県告示第151号、平成6年島根県告示第597号、平成6年島根県告示第861号、平成8年島根県告示第52号、平成8年島根県告示第492号、平成8年島根県告示第558号、平成9年島根県告示第40号、平成9年島根県告示第710号、平成10年島根県告示第596号、平成11年島根県告示第167号、平成11年島根県告示第224号、平成11年島根県告示第724号、平成11年島根県告示第920号、平成12年島根県告示第340号、平成12年島根県告示第870号、平成13年島根県告示第492号、平成14年島根県告示第491号、平成14年島根県告示第548号、平成14年島根県告示第549号、平成14年島根県告示第739号、平成16年島根県告示第11号、平成18年島根県告示第848号、平成18年島根県告示第849号、平成18年島根県告示第850号、平成18年島根県告示第851号及び平成18年島根県告示第852号の事業地のうち大津町、今市町、築山新町、白枝町及び天神町地内において事業地を変更する。

島根県告示第321号

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第1項の規定により島根県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので同条第3項の規定により告示する。

平成27年 4 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定年月日	指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売 り さ ば き 場 所
平成27年 4 月 6 日	981	安来市荒島町1774番地 3 株式会社 安来ドライビングスクール	安来市荒島町1774番地 3 株式会社 安来ドライビングスクール

公

告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成27年度毒物劇物取扱者試験を次

のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成27年4月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 試験日時

平成27年8月7日（金）午前9時30分から午後0時20分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 講堂（2階）

大田会場 大田市長久町長久ハ7番地1 県央保健所 集団指導室（2階）

浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎 大会議室（2階）

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法（記述式による。）

5 受験願書の請求先

最寄りの保健所に請求すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書きし、82円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定型郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。

6 受験願書の受付期間

平成27年5月11日（月）から同月29日（金）まで

なお、郵送の場合は簡易書留によること。5月29日付けの消印のあるものまでを有効とする。

7 受験願書等の提出先

最寄りの保健所に提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

8 提出書類

- (1) 受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）第12号様式によること。）1通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載した受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第2号様式によること。）1通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替又は定額小為替により納めることができる。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

10 合格者の発表

平成27年9月11日（金）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

11 その他

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成27年3月31日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（数値撮影、写真地図作成）

2 作業期間

平成26年9月20日から平成27年3月31日まで

3 作業地域

益田市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成27年3月17日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

平成26年11月27日から平成27年3月17日まで

3 作業地域

益田市

正 誤

平成27年4月3日付け島根県報第2,687号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	上から11	2,800円	2,900円

|

|

|